

日本国政府及びアメリカ合衆国政府による保険に関する補足的措置
【和文仮訳】

1996年12月24日
ワシントン

日本国政府及び合衆国政府の代表は、1994年10月11日の日本国政府及び合衆国政府による保険に関する措置（以下「措置」という。）の解釈及び適用に関して、1995年12月から1996年12月まで協議を持った。これらの協議の結果、それぞれの政府は、ここに述べられるこれらの補足的措置（以下「補足的措置」という。）を1994年「措置」と一体をなすものとして、実施することを決定した。

両国政府は、日本国総理大臣が1996年11月11日に大蔵省に対して、2001年までに保険分野を含む日本の金融システムの抜本的な改革及び規制緩和を準備し実行することを指示したことに留意する。合衆国政府は、この構想を歓迎し、その実施を期待する。両国政府は、「措置」及び「補足的措置」は、日本の金融システム改革のための総理大臣の構想と整合性をとりつつ実施されることが意図されているとの見解を共有する。

（署名）
斉藤 邦彦
日本国大使

（署名）
シャーリーン・バシェフスキー
合衆国通商代表（指名）

I. 主要分野の規制緩和

(1) 1996年10月1日に、大蔵省は、以下のような措置を実施する決定を対外発表した。
米国政府は、大蔵省によるこの決定を歓迎する。

a . 自動車保険の直接販売方式（通信販売）は、保険事業者が新聞・雑誌等の広報媒体を用いるか、又は直接郵便や電話を用いて消費者に募集を行い、消費者からの郵便や電話による契約の申込みを受けて、対面することなく、郵便や電話のみを通じて契約を成立させる販売方式である。

大蔵省は、1996年10月1日から、自動車保険の直接販売方式の申請を認可することを決定した。同時に、大蔵省は、クレジットカードによる保険料の支払についても、保険事業者がクレジットカードによる支払いを領収した日から保険契約が有効となるような形で認可することを決定した。

1996年12月15日現在、すでに2保険事業者が直接販売方式を通じて自動車保険を供給する申請の認可を受けている。大蔵省は、他の同様の申請についても、関連する法的基準に合致する限り許可する意図を有する。

b . 大蔵省は、企業向け火災保険の付加率アドバイザー制度について、一契約当たりの最低保険金額を、1998年4月1日から、150億円に引き下げることにより、その適用範囲を拡大することを決定した。

c . 大蔵省は、料率及び特約に関して届出制が適用される商品のリストに、1997年4月1日から以下の10商品を加えることを決定した。

医師賠償責任保険
操業開始遅延保険
開業遅延保険
土木構造物保険
原子力保険
企業包括賠償責任保険
環境汚染賠償責任保険
組立保険
動産総合保険
コンピュータ総合保険

(2) 大蔵省は、主要分野の規制緩和に向けて更なる努力を行う用意があり、以下の措置を執る。

a . 大蔵省は、企業向け火災保険の付加率アドバイザー制度について、一契約当たりの最低保険金額を、1997年1月1日から200億円、1998年4月1日から70億円に引き下げることにより、その適用範囲を拡大する。

b . 大蔵省は、料率及び特約に関して届出制が適用される商品のリストに、1997年1年1日から、上記に掲げられた商品とともに以下の商品を加える。

ボイラー・ターボセット保険
運送保険
クレジットカード盗難保険
賠償責任保険
建設工事保険
保証証券

(3) 算定会

a . 保険市場におけるイノベーションと競争の促進を通じて日本の消費者の利益を高めるために、大蔵省は、算定会会員が料率を計算する目的で算定会により収集された統計データを使用することを許容しつつ、算定会会員が算定会によって計算された料率を使用しなければならない義務を廃止することを通じ、最大限の自由化を達成することを指向しつつ、算定会制度の抜本的な改革を実行するために行動をとることを決定した。

b . 日本国政府は、上記 a . の目的を達成するための法案を、1998年の可能な限り早期に国会に提出することを意図する。国内の立法行為に係るすべての措置は、日本の国会の審議に従い、またその審議を予断するものではない。

c . 法令の変更及びこれに伴う行政上の措置が実施された場合、大蔵省は、保険事業者が担保危険に基づき商品の料率、約款及び販売方法を差別化することを可能とする申請を、その提出から標準処理期間（90日）内に、算定会により計算された統計上の料率を使用しているか否かにかかわらず、認可する。

d . 法令の変更及びこれに伴う行政上の措置が実施されるまでの間は、大蔵省は、生保及び損保分野における主要な商品区分において、担保危険に基づき、商品の料率、約款及び販売方法を差別化する柔軟性を有する商品の申請を歓迎し、提出から標準処理期間（90日）内に認可する。（差別型自動車保険の認可時期については下記（4）に定める。）

e . 上記 d . の申請が、算定会内で認められている料率又は商品を越えた差別化を伴う場合には、以下のような手続きが適用される。

i. 保険事業者が申請を提出する場合に、当該保険事業者は申請時点で依然として算定会の会員であることから、関連する算定会により収集されたデータを利用して、料率を十分に差別化した商品を設計することができる。

ii. 保険事業者は、算定会から脱会することなく、以下のことを行うことができる。

(A) 大蔵省から認可された特別料率（損害保険料率算出団体に関する法律（以下「料団法」という。）10条の5第4項に規定）を使用する商品を提供すること。

(B) 保険業法123条に基づく大蔵省の認可を受け、料団法10条の5及び10条の6の適用を受けない新商品を提供すること。

iii. 算定会が、一般的に、または特定のケースについて、保険事業者が一定の範囲で算定会を脱会すべきであるとの結論を出した場合には、大蔵省は、脱会が当該保険会社に不当な制約ないし負担を課すことなく進められるよう、脱会に関して生じる技術的問題の解決を追求する。

iv. 保険事業者が、料率を差別化した商品を提供するために、当該商品のみならず範囲料率を超えた差別化料率を提供する意図のない他の保険商品についても算定会を脱会しなければならない場合、大蔵省は、当該保険事業者の脱会が要求される時点で、当該他の保険商品に係る申請が、算定会によって算出される料率を使用している限り、これを認可する。

(4) 料率を差別化した自動車保険

a. 大蔵省は、日本の消費者利益を更に高めることを指向しつつ、料率を差別化した自動車保険の直接販売方式を含め、担保危険に基づき、料率、約款及び販売方法を差別化する柔軟性を有する自動車保険（全体として「差別型自動車保険」という。）の申請を、1997年9月1日から認可する。

b. 担保危険に基づく差別化とは、以下の危険要因に基づく範囲料率を超えた料率の差別化を意味する。

年齢、性別、運転歴、使用目的（例：商業用、個人用）、使用類型（例：年間走行距離）、地域（地域による区分、すなわち、北海道、四国、九州、本州は東北、関東・甲信越、北陸・東海、近畿・中国に分割される。）、車種、車の安全装備、車の複数所有。

II. 第3分野への子会社参入について

(1) 生命保険事業者の子損保会社

a. 生命保険事業者の子損保会社は、以下のような中小保険事業者及び外国保険事業者のための第3分野における激変緩和措置を条件として、1997年1月1日から傷害保険の販売が認められる。

i. 中小保険事業者及び外国保険事業者によって現在利用されている既存販売網を保護すること。すなわち、子会社による以下の販売を認めないこと。

(A) 単一の契約を基礎として、法人経営者のための非営利の業種横断的な社団法

人又は財団法人向けに、引き受けられた、及び/又はこれらにより承認された傷害保険

(B) 旅行代理店を通じた国内旅行傷害保険及び海外旅行傷害保険

(C) 学校(公立、私立を含め全てのレベルの学校を含む) 又は学生ないし親権者の組織ないし協会(すなわち、学生団体、同窓会及びPTA) を通じて販売され、又はこれらにより承認された学生向け傷害保険

(D) 直接販売方式(通信販売) による傷害保険

ii . (A) 共同保険引受の場合に、子会社が共同保険者の主幹事として活動しないときには、当該子会社に団体傷害保険の販売を認めないこと。

(B) 単独保険引受の場合、又は子会社が共同保険者の主幹事として活動する場合には、子会社に、中小保険事業者及び外国保険事業者が提供する同種又は代替可能な団体傷害保険を従前6 カ月以内において保有していた団体(団体傷害保険を購入可能な会社、協会又は他の組織を含む) に対する団体傷害保険の販売を認めないこと。

iii. 子会社に積立傷害保険の販売を認めないこと。

(2) 損害保険事業者の子生保会社

第3分野における経営環境の急激な変化を避けるため、損害保険事業者の子生保会社は、ガン単品保険及び医療単品保険の販売を認められない。また、大蔵省は、主契約の死亡保険金に対する特約給付金額の比率に関して、1996年4月1日の新保険業法の施行に先立って存在していた制限を維持する。

(3) 激変緩和措置の終了に関する基準

以下の全ての基準が満たされた2年半後に、大蔵省は上記(1) 及び(2) の第三分野における激変緩和措置を終了させる。大蔵省は、上記(1) 及び(2) の措置を遅くとも2001年までには終わらせる意図を有する。この目的を達成するために、大蔵省は上記Iの措置を遅くとも1998年7月1日までに実施することを意図する。

基準とは以下をさす。

a . 大蔵省が、上記I (4) の差別型自動車保険の申請を、90日の標準処理期間内に認可すること。

b . 大蔵省が、上記I (2) a . のとおり、企業向け火災保険の付加率アドバイザー

制度の適用に係る契約当たりの最低保険金額を引き下げること。

c . 届出制に関して、大蔵省が、

i. 上記 I (2) a . のとおり、届出制を実施すること。

ii. 大蔵省に届け出られた商品について、90日の標準期間内に、その販売を認めること
(すなわち、届出を拒否しないこと。)

d . 大蔵省は、上記 I (3) のとおり、算定会によって計夏された料率を算定会会員が
使用しなければならない義務を廃止するための必要な法令の変更(行政措置も含む)
を実施すること。

e . 差別化された商品又は料率の申請に関して、大蔵省は、90日の標準処理期間内に認
可すること。

III. その他

(1) 大蔵省は、直ちに、上記 I に掲げる政策の変更について対外的な発表を行う。

(2) 保険商品、料率に関し、保険事業者が申請書であると考え書類を大蔵省に提出し
た場合には、当該保険事業者は大蔵省にその書類の位置づけを決定するよう要請する
ことができる。大蔵省は当該要請に対して、不当な遅滞なく対応し、当該書類が正式
な申請書と考えられるか否かを示すものとする。

(3) 大蔵省は、米国政府から提起された、主要分野の幅広い規制緩和のためには、保険
商品及び料率の申請の処理のための大蔵省の職員数を実質的に増加させる必要があ
るとの懸念を認識し、申請処理のための定員数の増加のために迅速な方策をとる。

注

1 . I (3) e. iii. のもとで解決される技術的問題には以下が含まれる

保険事業名が任意自動車保険について算定会を脱会する場合、自動車損害賠償責任保険に関する当該保険事業者の業務には何ら変更を生じない。したがって、当該保険事業者は引き続き以下が許容される。

a . 算定会制度の中で自動車損害賠償責任保険を販売すること

b . 他の保険会社とクレームの調整を行うこと及び現在の慣行によりクレームを処理すること

2 . I (4) b. に掲げられた7つの地域は、次の都道府県から構成される。

北海道	: 北海道
東北	: 青森、岩手、秋田、宮城、山形及び福島
関東・甲信越	: 東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野及び新潟
北陸・東海	: 富山、石川、福井、静岡、愛知、岐阜及び三重
近畿・中国	: 大阪、京都、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、鳥取、島根及び山口
四国	: 香川、愛媛、徳島及び高知
九州	: 福岡、長崎、佐賀、大分、熊本、宮崎、鹿児島及び沖縄

3 . II (1) a. i. (A) 及び (C) の「承認」は、「推奨」及び/又は「後援」を意味する。

4 . II (1) a. i. (A) の法人経営者のための非営利の業種横断的な社団法人又は財団法人とは、全国法人会総連合、局連法人会、県・法人会連合会、単体法人会、納税協会連合会、ブロック会、及び納税協会を意味する。

5 . II (3) に述べられている基準が満たされているかを評価する日の90日前までに申請又は届出が提出されなかった場合には、II (3) c. ii. 及びe. の基準は満たされたものと見做す。

6 . 両国政府は、この文書中に、大蔵省が申請を認可する、あるいは届出を拒否しないと記述されている場合は、常に申請や届出は適用される法的基準を満たさなければならないことを理解する。大蔵省は、その法的基準を公正かつ透明な方法で適用し、保険事業者が担保危険に基づき、商品の料率、約款、及び販売方法を差別化できるよう指向しつつ、法的基準を解釈する。

7 . II (1) の激変緩和措置は、団体長期障害所得補償保険及び長期障害特約を含む所得補償保険には適用されない。